

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ 16/2567

เรื่อง หลักเกณฑ์การอนุญาตให้นิติบุคคลต่างด้าวที่ได้รับการส่งเสริมการลงทุน
ถือกรรมสิทธิ์ที่ดินสำหรับเป็นที่ตั้งสำนักงานและที่พักอาศัย

非公式訳

投資委員会布告

第 16/2567 号

件名：投資奨励を受けた外国法人に対する事務所および居住用の
土地所有権を認める基準

投資奨励を受けた外国法人に対する事業の遂行の円滑化に関する基準を改定し現在の状況に適するため、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 27 条にの権限に基づき、投資委員会が仏暦 2565 年（2022 年）8 月 8 日付投資委員会布告第 6/2565 号を取り消し、以下のように発布する。

第 1 項 5,000 万バーツ以上の払込登録資本金を有している投資奨励を受けた外国法人は、事務所および居住用のための土地所有権が許可される。また、許可の基準および条件は以下のとおり定める。

1.1 投資奨励を受けた事業の事務所用の土地所有権は 5 ライを超えてはならない。

1.2 建物であるオペレーターの居住用の土地所有権は 20 ライを超えてはならない。

1.3 事務所および居住用の土地は、事業所が所在する土地と同一の区域にあるか否かは問わない。

尚、特別な理由や必要がある場合、事務局は必要に応じてケースバイケースで検討する。

第 2 項 被奨励者の地位を失った後、1 年以内に土地を売却または譲渡しなければならない。

第 3 項 業種、事業所からの距離、部屋の広さ等に関して必要に応じて追加の基準を発布する権限を事務局に委ねる。

尚、只今より有効とする。

発布日：仏暦 2567 年（2024 年）11 月 1 日

ピチャイ・チュンハバジラ

（ピチャイ・チュンハバジラ）

副首相

投資委員会委員長